

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 南部町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.3%
全職員	74.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長級	98.0%
課長補佐級	97.7%
係長級	97.5%

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.3%
31～35年	98.7%
26～30年	90.2%
21～25年	90.5%
16～20年	88.2%
11～15年	89.9%
6～10年	87.3%
1～5年	93.7%

【説明欄】

・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員の男女比は女性職員の割合が85%と高く、全職員における男女の差異が相対的に大きくなっている。

・ 課長級及び課長補佐級に占める男性職員の割合が高く、管理職手当の受給額は男性職員が多くなっている。（管理職手当受給者に占める男性職員の割合：59.5%）

・ 扶養手当受給者に占める男性職員の割合が高く、扶養手当の受給額は男性職員が多くなっている。（扶養手当受給者に占める男性職員の割合：75%）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。